

1 口座開設《1.1明示事項》

1.1-1 金融商品仲介業に関する明示事項

- 口座開設の際には必ず、『金融商品仲介業に関する明示事項』を交付してください。

金融商品仲介業に係る明示事項
(金融商品取引法 第66条の11)

金融商品仲介業者は、金融商品仲介行為を行う場合に、あらかじめお客さまに以下の事項について明示することが金融商品取引法において定められています。
●●●●株式会社（以下、「当社」という。）とお取引の前に以下の事項をご理解くださいますようお願いいたします。

金融商品仲介業者の商号 : ●●●●株式会社
登録番号 : 関東財務局長（金仲）第●●●●号
【お客さま苦情相談窓口】担当：内部管理責任者 電話：03-XXXX-XXXX

- 当社は所属金融商品取引業者等の代理権を有しておりません。
- 当社はいかなる名目をも問わず、その行う金融商品仲介業務に関してお客さまから金銭若しくは有価証券の預託を受けることはありません。
- 所属金融商品取引業者等が二以上ある場合、お客さまが行おうとする取引につき、お客さまが支払う金額または手数料等が異なる場合は、商品や取引をご案内する際にお知らせいたします。
- 所属金融商品取引業者等が二以上ある場合は、お客さまの取引の相手方となる所属金融商品取引業者等の商号または名称を商品や取引をご案内する際にお知らせいたします。

【所属金融商品取引業者】

- 東洋証券株式会社 関東財務局長（金商）第121号
加入する協会：日本証券業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会
お問合せ：東洋証券株式会社 カスタマーセンター：03-5117-0002
- ●●●証券株式会社 関東財務局長（金商）第●●●●号
加入する協会：日本証券業協会

- ✓ 当書面は、当社が作成しご提供いたします。
- ✓ 変更事項が発生した場合には、すみやかに当社までご連絡をお願いいたします。

1 口座開設《1.1明示事項》

1.1-2 明示事項等に係る確認書

- 明示事項を交付した際、『金融商品仲介業に係る明示事項等の確認書』を受領してください。

東洋証券株式会社 御中

金融商品仲介業に係る明示事項等の確認書

私は、金融商品仲介業者_____から
「金融商品仲介業に係る明示事項」の書面を受領し、本書面の説明を受けて内容を
確認いたしました。

確認日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

氏名 _____ 印 _____

<管理欄>

部長	内管	受付

支店コード				顧客コード				振替	

4001(21.09)

- ✓ 口座開設用紙と一緒に、当社までお送りください。
- ✓ 商号等の明示は法令要件となっておりますので、必ず受領してください。

1 口座開設《1.3法人口座》

1.3-1 取引担当者と注文発注担当者

➤ 口座開設等を行う方(取引担当者)と注文発注を行う方(注文発注担当者)を別々に設定することができます。

<取引担当者の役割>

- 口座開設手続き
- 口座開設後の届出事項変更手続き
- 口座管理

<注文発注担当者の役割>

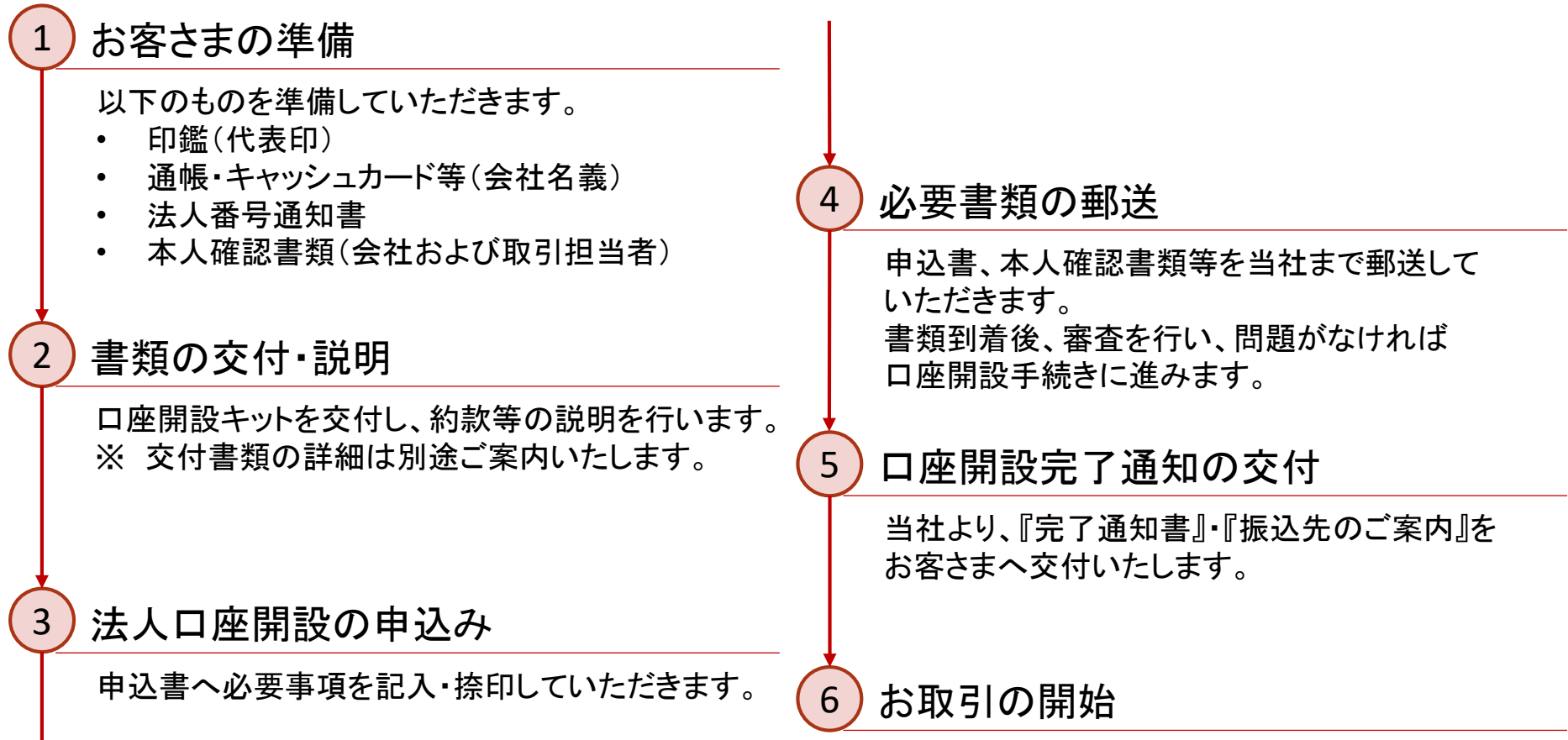
- 注文発注と約定確認

<設定時の留意事項>

- 取引担当者は1名のみ設定が可能(代表者、取引代理人等)
- 注文発注者は複数名設定が可能
- 取引担当者、注文発注者を合わせて100名まで登録することが可能

1 口座開設《1.3法人口座》

1.3-2 口座開設の手順



1 口座開設《1.3法人口座》

1.3-3 交付書類

＜お客さまに交付・説明する書類一覧＞

- 約款・規定集
- 契約締結前交付書面集
- お取引ガイド
 - ・ 外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA)に関するお知らせ
 - ・ 共通報告基準 (CRS)に基づく自動的情報交換制度に関するお知らせ
- 法人口座開設申込書
- 一般投資家への移行の告知書
 - ※ 特殊法人・独立行政法人、上場会社、資本金5億円以上の株式会社等の法人のお客さまへ交付
- 特定取引を行う者の届出書 ※居住地国が日本以外の場合
- 実質的支配者に関する申告書 ※3名以上存在する場合
- 取引代理人・注文発注者届 ※必要時のみ

1 口座開設《1.3法人口座》

1.3-4 お客さまからの受入書類(1)

<共通>

- 法人口座開設申込書 → P.20
- 特定取引を行う者の届出書(居住地国が日本以外の場合)
- 法人の本人確認書類(国等^{*}に該当する法人の場合は不要)
- 法人番号通知書
- 明示事項等に係る確認書 → P.4

<取引担当者が代表者の場合> (記入はすべて代表者名義で受入れてください。)

- 代表者個人の本人確認書類(顔写真あり1種類または顔写真なし2種類)

<取引担当者が取引代理人の場合> (記入はすべて取引代理人名義で受入れてください。)

- 取引代理人の本人確認書類(顔写真あり1種類または顔写真なし2種類)

<注文発注担当者を指定する場合>

- 取引代理人・注文発注者届

*国等に該当する具体例

- | | |
|-------|---------------|
| ■ ○○県 | ■ 東洋証券従業員労働組合 |
| ■ ○○市 | ■ ○○○住宅管理組合 |
| ■ ○○町 | etc.. |

1 口座開設《1.3法人口座》

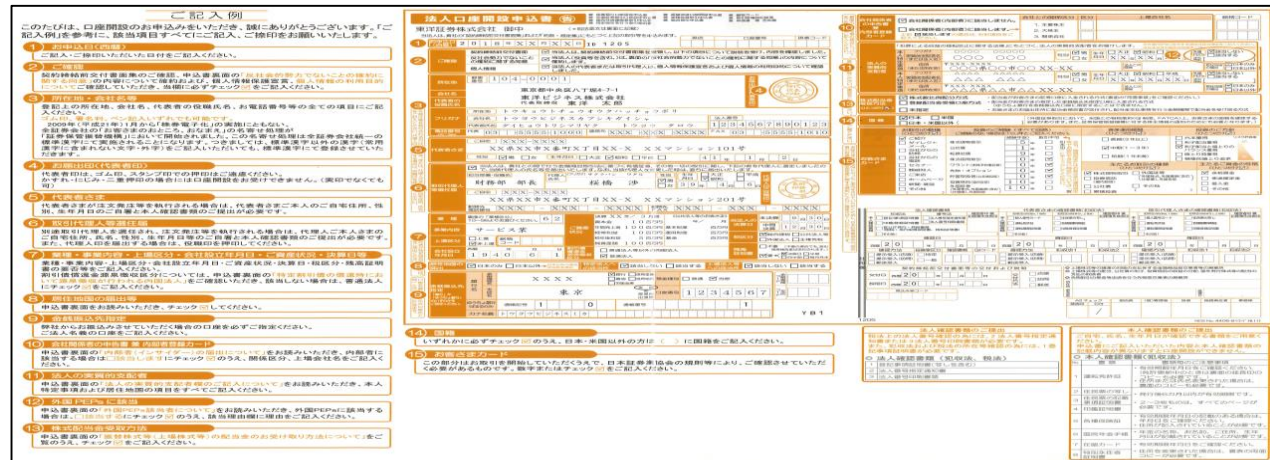
1.3-4 お客さまからの受入書類(2)

＜法人番号通知書について＞

法人番号通知書が有効かを確認し、以下のうちいずれかを受入れてください。

- ① 法人番号指定通知書(発行日より6ヵ月以内)
- ② 法人番号指定通知書(発行日より6ヵ月超) + 法人の確認書類
- ③ 法人番号の印刷書類 + 法人の確認書類

＜法人口座開設申込書・記入見本＞



The image shows a sample form for corporate account opening application. It includes a table of contents on the left and a main form area on the right. The form is divided into several sections, each with a numbered instruction (1-14) and a corresponding example of how to fill it out. The instructions cover topics such as: 1. Filling in the company name and address, 2. Filling in the representative director's name and position, 3. Filling in the company's business purpose, 4. Filling in the company's capital, 5. Filling in the company's fiscal year, 6. Filling in the company's tax status, 7. Filling in the company's bank account information, 8. Filling in the company's seal, 9. Filling in the company's stamp, 10. Filling in the company's seal, 11. Filling in the company's seal, 12. Filling in the company's seal, 13. Filling in the company's seal, 14. Filling in the company's seal.

1 口座開設《1.3法人口座》

1.3-5 本人確認書類(1)

＜法人名義の本人確認書類＞

書類名	有効な受入方法	条件等
登記事項証明書 (登記簿謄本)	郵送: 原本又は原本のコピー	発行から6ヵ月以内のもの
定款等	郵送: 原本又は原本のコピー	有効期限内のもの

＜取引担当者名義の本人確認書類＞

書類名	有効な受入方法	条件等
- 運転免許証 - 個人番号カード(表面) - 各種健康保険証 - 各種年金手帳 - 各種福祉手帳 - パスポート - 医療受給者証	郵送: 原本のコピー	有効期限内のもの
- 住民票の写し等 - 印鑑証明書	郵送: 原本又は原本のコピー	発行から6ヵ月以内
住民基本台帳カード	郵送: 原本のコピー	有効期限内のもの
- 在留カード - 特別永住者証明書	郵送: 原本のコピー	有効期限の記載があるものについては、有効期限内のもの

1 口座開設《1.3法人口座》

1.3-5 本人確認書類(2)

＜本人確認書類受入時の注意事項＞

- ✓ 本人特定事項に加え事業内容の確認も行うため、『登記簿謄本』または『登記事項証明書』の受入れが必要となります。
- ✓ 非課税法人の場合、非課税法人を証する本人確認書類(登記簿謄本等)を受入れてください。
- ✓ 国等に該当する法人である場合は、法人名義の本人確認書類の提出は不要となります。

＜国等に該当する具体例＞

- ○○県
- ○○市
- ○○町
- 東洋証券従業員労働組合
- ○○○住宅管理組合

1 口座開設《1.3法人口座》

1.3-6 実質的支配者の確認について

➤ 実質的支配者が3名以上存在する場合、『実質的支配者に関する申告書』の提出が必要です。

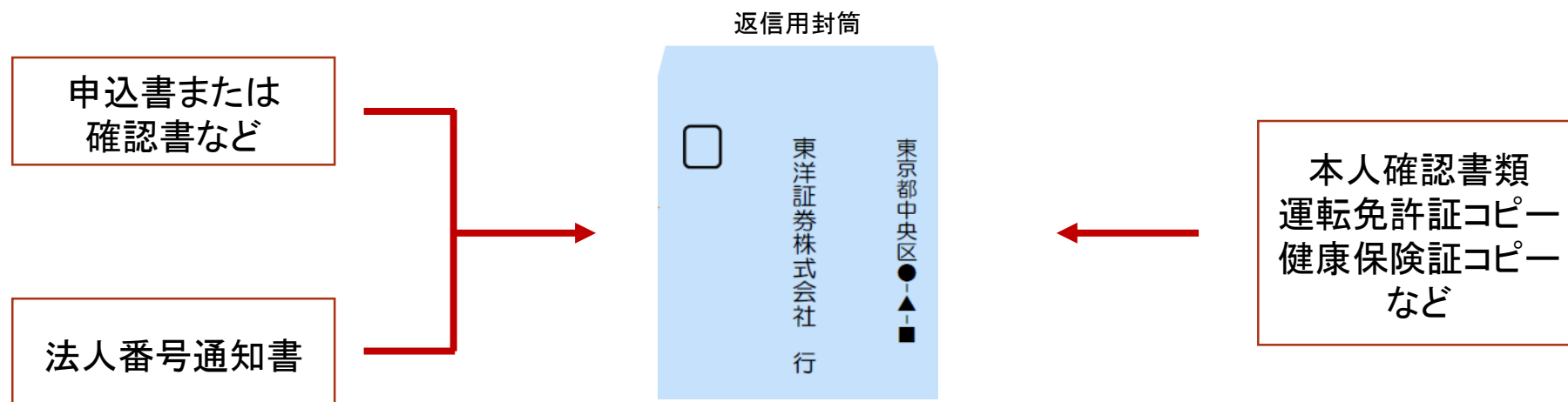
＜実質的支配者の範囲＞

事業形態	実質的支配者に該当する者
非上場株式会社 有限会社 投資法人 特定目的会社等	・ 議決権の50%超を直接・間接に保有する自然人。 ・ 上記に該当する者がいない場合、議決権の25%超を直接・間接に保有する自然人。 ・ 上記に該当する者がいない場合、議決権の25%超を直接・間接に保有する自然人と同等以上の支配力を有する自然人。 ・ 上記のすべてに該当する者がいない場合、法人を代表し、その業務を執行される個人。
一般社団法人・一般財団法人 公益社団法人・公益財団法人 合名会社・合資会社・合同会社 特定非営利活動法人・学校法人 医療法人・社会福祉法人	・ 収益総額の50%超の配当・分配を受ける自然人。 ・ 上記に該当する者がいない場合、収益総額の25%超の配当・分配を受ける自然人。 ・ 上記に該当する者がいない場合、収益総額の25%超の配当・分配を受け取る自然人と同等以上の支配力を有する自然人。 ・ 上記のすべてに該当する者がいない場合、法人を代表し、その業務を執行される個人。
上場企業・国・地方公共団体 独立行政法人	・ 実質的支配者なしのため、確認不要。

1 口座開設《1.3法人口座》

1.3-7 郵送

＜封筒への封入の仕方＞



＜封入時の確認事項＞

- ✓ 法人口座の開設にあたっては、マイナンバー提出の必要はありません。
- ✓ 本人確認書類提出の際には、マイナンバー表記がないように確認をお願いします。
- ✓ 法人口座開設キットに含まれていない書類もございますのでご入用の際にはお申しつけください。